

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

日本の総人口は、令和4(2022)年10月1日現在、1億2,495万人となっており、近年では減少が続いています。一方で65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は29.0%と増加が続いています。今後、65歳以上人口は令和22(2040)年を越えるまで、75歳以上人口は令和37(2055)年まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和15(2033)年まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42(2060)年頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。現在65歳以上の高齢者を家族に含む世帯は全体の約半数に達し、その中に占める夫婦のみの世帯、単身世帯はそれぞれ約3割となっており、高齢者のみで生活する世帯が増加しています。

国は、高齢者福祉の分野において、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年を目途として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最終段階まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進してきましたが、支援を必要とする高齢者がさらに増加する時代を迎えるため、地域包括ケアシステムの深化・推進が課題となっています。また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22(2040)年にかけて、支援を必要とする高齢者を支える世代が減少することから、中長期的な基盤整備と人材の確保の必要性が指摘されています。

こうした状況の中、令和3(2021)年4月から施行された「改正高年齢者雇用安定法」では、70歳までの高齢者の就業確保を事業主の努力義務とする等、高齢者の就労継続の取り組みの強化が図られています。さらに、令和5(2023)年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、共生社会の実現に向けて、認知症の理解促進や支援の充実の必要性がうたわれています。また、介護保険サービスについては、制度の持続可能性を維持するために、保険者機能の強化や人材確保の必要性が指摘されており、こうした動向も踏まえた施策が求められています。

本市においても、人口の緩やかな減少と高齢化率の上昇が続いており、今後もこの傾向は続く見込みであるため、さらなる高齢化に備えた取り組みが課題となっています。

これらの課題を踏まえ、国における各種の法制度の動向に対応しながら、本市の介護保険事業を含めた高齢者施策を、引き続き総合的かつ計画的に推進するため、「瀬戸市高齢者総合計画(第9期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)～やすらぎプラン2024～(以下「本計画」という。)」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画（高齢者福祉計画）」及び介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

「老人福祉計画（高齢者福祉計画）」は、本市のすべての高齢者を対象とした、高齢者福祉サービスをはじめとする生涯学習、まちづくり等的高齢者に関わる施策の基本的な指針を、また「介護保険事業計画」は、本市の介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施に関することを定めるものです。

本市においては、上記の二つの計画を高齢者に関する総合的な計画として、「瀬戸市高齢者総合計画」という位置づけ及び名称としています。

■本計画の根拠法

◇老人福祉法

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

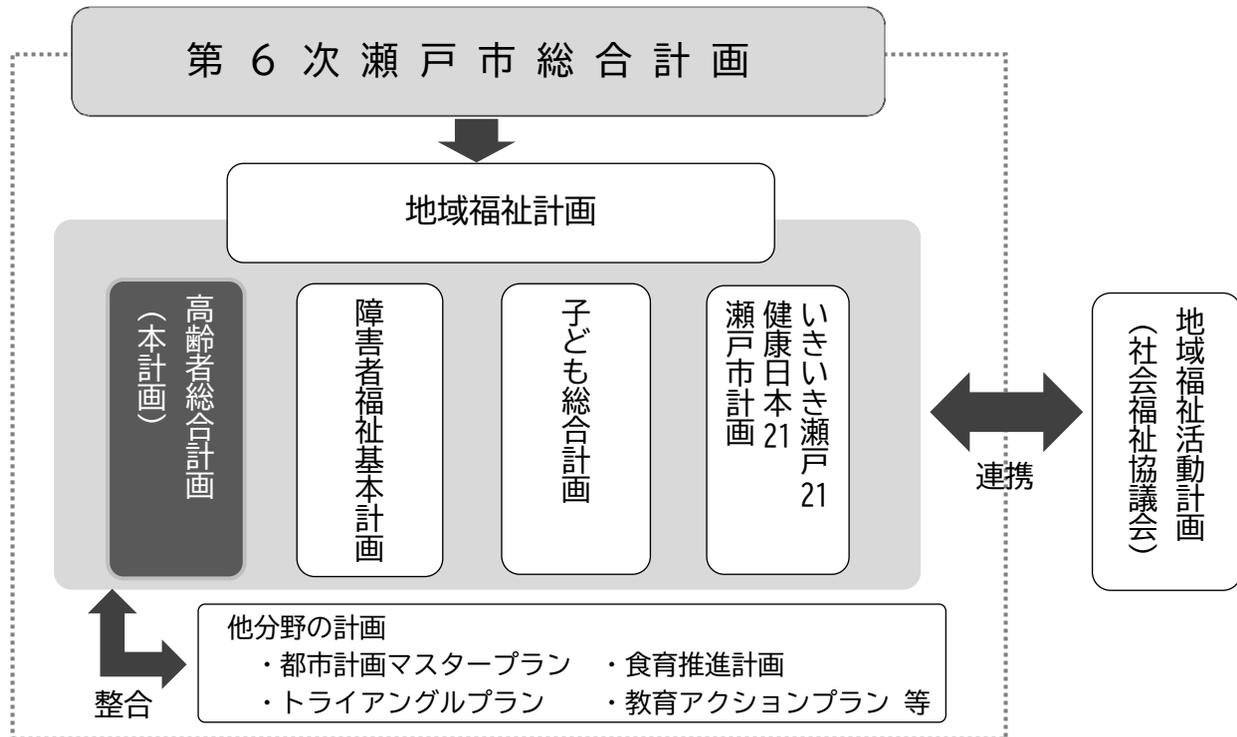
◇介護保険法

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 他計画との関係

本計画は、本市の市政運営の基本的な指針である「瀬戸市総合計画」や、総合的な福祉の方向性を示す「瀬戸市地域福祉計画」等、他の計画との整合性を図りながら策定しました。



4. 計画の期間

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づき3年間を1期とし、また「老人福祉計画（高齢者福祉計画）」は老人福祉法第20条の8に基づき「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

■計画の期間

										(年度)
令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	...	令和22 (2040)
第8期			第9期 (本計画)			第10期				団塊ジュニア世代が65歳以上に
										中長期的な視点

5. 計画の策定体制

(1) 調査の実施

計画の策定にあたり、本市の高齢者福祉や介護保険事業に関わる市民・事業者の現状や意識を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、令和4（2022）年10月から令和5（2023）年1月にかけて、各種のアンケート調査を実施しました。

	調査種別	調査内容・対象	調査方法	配付・回収数
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	高齢者の要介護リスクや生活の状況、支援ニーズ等について、本市に居住する要介護1～5の認定を受けていない65歳以上を対象に実施。	郵送配付・郵送回収	配付数：2,500件 回収数：1,950件 回収率：78.0%
2	在宅介護実態調査	要介護者の在宅生活の継続に向け、有効な介護サービスや支援、家族介護者の支援ニーズ等について、本市に居住する65歳以上で要介護認定を受けている高齢者とその主な介護者である家族・親族を対象に実施。	認定調査員による聞き取り調査	回収数：374件
3	第8期経過介護実態調査	要介護状態の変化とそれに関わる生活・介護の状況等について、前回の第8期計画策定にあたり実施した在宅介護実態調査（令和元（2019）年度）の対象となった高齢者とその主な介護者である家族・親族を対象に実施。	郵送配付・郵送回収	配付数：213件 回収数：159件 回収率：74.6%
4	介護人材実態調査	介護人材の確保に関する実態について、本市内に事業所のある訪問系サービス事業所、施設・通所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所の介護職員を対象に実施。	郵送配付・郵送・ウェブ回収	事業所票 配付数：183件 回収数：84件 回収率：45.9% 職員票 回収数 301件
5	介護休業制度等実態調査	介護休業制度の利用状況等の現状について、瀬戸商工会議所に入会している会員企業を対象に実施。	郵送配付・郵送・FAX・ウェブ回収	配付数：2,074件 回収数：442件 回収率：21.3%
6	居所変更実態調査	入所施設における入居・退去の実態について、本市内に事業所のある施設系サービス事業所を対象に実施。	郵送配付・郵送・ウェブ回収	配付数：64件 回収数：25件 回収率：39.1%

(2) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、市民代表、学識経験者、医療・保健・福祉関係者により構成された「瀬戸市高齢者総合計画策定委員会」において、審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、広く市民の意見を求めるためにパブリックコメントを実施しました。